

令和3年度関税率・関税制度改正要望事項調査票（適用期限のある関税制度の延長）

要望元：生産局園芸作物課園芸流通加工対策室

品名（関税率関係）又は 制度名（関税制度関係）		たまねぎ（生鮮及び冷蔵）								
改正要望の内容		<p>○改正を要する法令及び条項 関税暫定措置法第2条第1項</p> <p>○具体的な内容 「令和3年3月31日まで」とされているものを1年間延長する。</p>								
税番	統計 細分	品目	改正前税率			改正後税率			WTO 譲許税率	備考
			基本	暫定	特恵	基本	暫定	特恵		
0703.10	011	課税価格が1キログラムにつき67円以下のもの	10%	—	×	10%	—	×	8.5%	
	012	課税価格が1キログラムにつき67円を超え73円70銭以下のもの		(73.70円 —課税価格)/kg	×		(73.70円 —課税価格)/kg	×		
	013	課税価格が1キログラムにつき73円70銭を超えるもの		無税	—		無税	—		
改正要望内容の 施行期日及び適用期間		<p>○施行期日 令和3年4月1日</p> <p>○適用期間 令和3年4月1日～令和4年3月31日</p>								
改正を要望する品目又は 制度をめぐる状況		<p>① 現状</p> <p>たまねぎ（生鮮野菜）については、生産の安定化に取り組んでいるものの、依然として、豊凶の差（生産量：平成27年産127万トン、28年産124万トン、29年産123万トン、30年産116万トン、令和元年産132万トン）による価格の騰落（国産品卸売価格：平成27年109円/kg、28年105円/kg、29年99円/kg、30年105円/kg、令和元年100円/kg）が顕著であり、これに伴い、輸入量及び輸入価格についても増減（輸入量：平成27年30万トン、28年28万トン、29年29万トン、30年29万トン、令和元年28万トン、輸入価格：平成27年55円/kg、28年55円/kg、29年52円/kg、30年47円/kg、令和元年50円/kg）している。</p> <p>② 問題点</p> <p>たまねぎの豊凶変動については、生産の安定化技術に係る研究開発の進展により、将来的に、ある程度は緩和されると考えられるものの、気候変動の影響等から豊凶変動の緩和には一定の限界があること、また、輸入品については加工業務用としての国内需要もあることから、国内の豊凶変動に応じた輸入枠の設定等は現実的に困難である。</p>								
改正の必要性和目的達成の見通し		<p>① 改正の方向性</p> <p>本件措置は、国産たまねぎの価格安定制度の関連からその基準を設けており、昭和47年度の導入当時においては、主に国産品が品薄になる端境期での輸入品</p>								

	<p>価格の高騰を抑制することにより、国民生活（消費者物価）の安定に資することを目的としたものである。</p> <p>重要野菜でありながら豊凶変動が激しいたまねぎについては、その再生産の確保と国民生活の安定に資するため、豊作時の価格の支持と品薄時の適正な輸入を実施することが極めて重要である。このため、引き続き、本件措置（低価格な輸入品に対する課税と高価格な輸入品に対する非課税を両立するスライド関税（暫定税率））を適用する必要がある。</p> <p>② 改正目的達成予定時期</p> <p>豊凶に影響されない国産品の安定供給と国内需要に見合った適正な輸入量が確保される状況になるまでの間は、本制度を維持する必要がある。</p>										
改正の効果と妥当性	<p>① 改正によって期待される効果</p> <p>価格低迷時において、低価格な輸入品に対し関税を課す一方、市場価格の上昇時に、輸入価格の上昇を抑制することにより、たまねぎの価格安定に資する。</p> <p>【令和元年適用実績（「減税額」は試算値）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 輸入実績：26,347トン、2,108百万円 ・ 減税額：152百万円 <p style="margin-left: 40px;">協定税率による税額 179百万円 暫定税率による税額 27百万円</p> <p>・ 効果を判断するための定量的指標</p> <p>小売価格の推移</p> <table style="margin-left: 40px; border-collapse: collapse;"> <tr><td>平成 27 年</td><td>261 円/kg (100)</td></tr> <tr><td>28 年</td><td>267 円/kg (102)</td></tr> <tr><td>29 年</td><td>248 円/kg (95)</td></tr> <tr><td>30 年</td><td>250 円/kg (96)</td></tr> <tr><td>令和元年</td><td>262 円/kg (100)</td></tr> </table> <p style="margin-left: 40px;">注：（ ）の数字は、平成 27 年度の小売価格を 100 とした場合の比率</p> <p>② 改正によって生じうる影響</p> <p>なし</p> <p>③ 改正の妥当性</p> <p>輸入品の価格の低迷時には関税を課す一方、輸入価格の上昇時には無税とすることにより、国内生産者の安定生産と実需者の安定供給の調整が図られており、引き続き本暫定税率による措置が必要である。</p>	平成 27 年	261 円/kg (100)	28 年	267 円/kg (102)	29 年	248 円/kg (95)	30 年	250 円/kg (96)	令和元年	262 円/kg (100)
平成 27 年	261 円/kg (100)										
28 年	267 円/kg (102)										
29 年	248 円/kg (95)										
30 年	250 円/kg (96)										
令和元年	262 円/kg (100)										
政策評価・関連措置	<p>① 本要望に関連する政策評価</p> <p>—</p> <p>② 当該政策評価の結果と改正の関係</p> <p>—</p> <p>③ 政府方針と改正の関係</p>										

	<p>食料・農業・農村基本法の基本理念である食料の安定供給の確保のため、価格低迷時において、低価格な輸入品に対し関税を課す一方、市場価格の上昇時に、輸入価格上昇を抑制することにより、たまねぎの価格安定に資する。</p> <p>④ 関連措置</p> <p>野菜生産出荷安定法等に基づき、①価格安定対策として、価格の著しい低落時に、生産者に対し価格差補給金を交付することによって、時期作に及ぼす影響等を緩和するとともに、②需給調整対策として、主要産地の県、農協等を構成員とする野菜需給調整協議会を開催して計画的な生産出荷を実施するとともに、騰落時においては緊急需給調整を実施。</p>

○ 改正経緯

<p>これまでの改正状況</p>	<p>たまねぎの暫定税率は、昭和 47 年に導入（昭和 54 年税率変更）されて以降、現在まで延長されている。</p>
<p>措置による効果</p>	<p>たまねぎは重要野菜の一つであるが、国内産で供給しきれない分（国内需要等の約 2 割）を輸入たまねぎで補っている状況にある。総じて輸入たまねぎの価格も不安定であるため、輸入価格の低迷時には関税を課す一方、輸入価格の上昇時に無税とすることにより、国内市場価格の乱高下を抑制している。</p>